

平成21年度 遺族補償標準給付基礎月額試算(案)

賃構実績値									
全労働者平均		H18	H19	増減額	増減率(%)	推計アップ率0.1%			
		330.9	330.6	△ 0.3	-0.09	0.1%			
男	子	年齢階層	H18	H19	増減額	増減率	平均増減率との乖離	H20給付	H21給付
		20～24	231.0	232.3	1.3	0.6%	0.7%	162.2	補正前 162.9
		25～29	281.4	280.5	△ 0.9	△0.3%	△0.2%	197.7	補正後 196.6
		30～34	331.2	331.2	0.0	0.0%	0.1%	232.6	232.2
		35～39	386.9	382.9	△ 4.0	△1.0%	△0.9%	271.7	268.4
		40～44	430.4	431.7	1.3	0.3%	0.4%	302.2	302.6
		45～49	446.9	449.3	2.4	0.5%	0.6%	313.9	314.9
		50～54	449.8	450.1	0.3	0.1%	0.2%	315.9	315.5
		55～59	422.9	420.4	△ 2.5	△0.6%	△0.5%	297.0	294.7
		60～64	305.5	310.6	5.1	1.7%	1.8%	214.6	217.7
		65～	265.0	276.8	11.8	4.5%	4.6%	190.9	194.0 → 191.5
		増減額			0.9	0.4%	0.5%	141.5	141.9
		増減率			4.0	1.7%	1.8%	161.1	163.6
女	子	20～24	229.4	233.4	4.0	1.7%	1.8%	173.1	175.4
		25～29	246.4	250.2	3.8	1.5%	1.6%	184.5	183.4
		30～34	262.7	261.7	△ 1.0	△0.4%	△0.3%	184.7	186.9
		35～39	263.0	266.7	3.7	1.4%	1.5%	179.5	180.6
		40～44	255.6	257.6	2.0	0.8%	0.9%	173.6	175.2
		45～49	247.2	249.9	2.7	1.1%	1.2%	166.9	170.5 → 169.8
		50～54	237.5	243.2	5.7	2.4%	2.5%	145.9	146.4
		55～59	207.7	208.8	1.1	0.5%	0.6%	145.9	142.4
		60～64	204.1	203.0	△ 1.1	△0.5%	△0.4%	145.9	142.4
		65～							
		増減額			2.0	0.8%	0.9%	2.2	2.2
		増減率			5.7	2.4%	2.5%	1.6	1.6
		増減率			1.1	0.5%	0.6%	2.9	2.9
		増減率			△ 3.5	△2.4%	△2.4%		

性	年齢階層	補正係数 (a)	切片 (b)	H19乖離差 (x)	推計アップ率0.1%の場合	
					H20乖離差(y)	H20アップ率
男	65～	-0.4449	0.0066	0.046	-0.0139	98.8%
女	55～59	-0.4449	0.0066	0.025	-0.0046	99.7%

標準給付基礎月額（障害補償費・遺族補償費）の算定方法の修正について（案）

1 従来の標準給付基礎月額の算定方法

障害補償標準給付基礎月額の算定は、前々年の賃金センサスによる労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金の80%（遺族補償の月額にあつては70%）に、前年の賃金推計アップ率を乗じて算出する。また賃金センサス全体の推移と2.5%以上乖離している年齢階層については、翌年そのズレを戻す傾向にあることが統計学的に有意であったことから、平成14年度改定より統計学上の回帰分析手法を用いて補正して改定額を算定している。

2 新たな算定方針（案）

今回、算定した改定案の結果、女子65歳以上については、3年連続の減（平成18年度からの合計で△1.3万円、△7.6%）となったため、被認定患者の生活の安定を図る観点から、緩和措置を講ずる必要がある。

新たな改定ルールは、標準給付基礎月額を従来どおり算定した結果、対前年度比2.0%を超える増減率となった年齢階層について、その上限又は下限を2.0%とすることによって、急激な増減を緩和することとしたい。

ここで上・下限値を2.0%とした理由は、過去10年間の改定率から2.0%以上の変化が見られた事例は、全体の10%程度であり、急激な変化を調整すべき比較的少数の事例とみなすことができるためである。